

議事日程(第4号)

令和3年3月23日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第3号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第2 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第16号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第18号 うきは市耐震改修促進計画の策定について
- 日程第5 議案第21号 うきは市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第19号 第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の変更について
- 日程第7 議案第9号 令和3年度うきは市一般会計予算
- 日程第8 議案第13号 令和3年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第9 議案第14号 令和3年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第13 追加議案上程 議案第23号 1件
意見第1号 1件
- 日程第14 市長の提案理由説明
- 日程第15 議案第23号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第12号)
- 日程第16 意見第1号 核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)の提出について
- 日程第17 諸報告
- 日程第18 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
・6次産業化研究開発・事業化支援センターの取組に関する調査
・公共施設等総合管理計画の個別施設計画に関する調査
・所管事務調査
(厚生文教常任委員会)
・認定こども園に関する調査

- ・うきはアリーナに関する調査
- ・所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第2 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第16号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第18号 うきは市耐震改修促進計画の策定について
- 日程第5 議案第21号 うきは市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第19号 第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の変更について
- 日程第7 議案第9号 令和3年度うきは市一般会計予算
- 日程第8 議案第13号 令和3年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第9 議案第14号 令和3年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第13 追加議案上程 議案第23号 1件
意見第1号 1件
- 日程第14 市長の提案理由説明
- 日程第15 議案第23号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第16 意見第1号 核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）の提出について
- 日程第17 諸報告
- 日程第18 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
- ・6次産業化研究開発・事業化支援センターの取組に関する調査
 - ・公共施設等総合管理計画の個別施設計画に関する調査
 - ・所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- ・認定こども園に関する調査
 - ・うきはアリーナに関する調査
 - ・所管事務調査

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鎌水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	田籠 正規君
総務課長兼浮羽市民課長			中野昭一郎君
監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	山崎 秀幸君	徴収対策室長	田尻栄三郎君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			白石 孝博君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	吉松 浩君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
学校教育課長	瀧内 教道君	生涯学習課長	井上 理恵君

自動車学校長 高木 慎君 総務法制係長 宮崎 哲工君
財政係長 江藤 良隆君 人事秘書係 河原 祐介君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第3号

○議長（中野 義信君） 日程第1、議案第3号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました議案第3号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第11号）の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、田籠市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果について詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告をします。

2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策費です。第6弾の独自支援策として新たな事業が計上されております。

まず、未利用材活用型地域経済支援事業費補助金です。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、木材の流通が止まり、取扱価格が低下し、林業が停滞している状況にあります。森林所有者を支援するため、1トン当たり2,000円相当の商品券を支給するものであります。また、主伐や間伐で発生した未利用材の有効活用と、山林整備による、その後の地ごしらえや林業事業者の経費節減、多発している豪雨災害等の被害軽減に努めるための施策という位置づけもあるとの説明がありました。商工会のプレミアム商品券と同じものを予定しており、事務は商工会へ委託し、60名を想定しているとのこと。森林所有者に対しては、十分に周知徹底を図るよう求めました。

次に、新型コロナウイルス対策中小企業等経営安定支援金です。今年度の10万円の緊急支援金を支給した738事業者に対しては一律5万円の追加支給、未支給の40事業者に対しては15万円の助成を行うものです。

以上のほか、第5弾までの独自支援策で計上されていた予算のうち、実績による減額補正も計上されております。

委員からは、財源である新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金が交付されなくなった場合の対策についてはどうするのかとの質疑がありました。執行部からは、臨時交付金を使い切った後に支援が必要であれば、基金を取り崩してでも対策を講じる必要があるとの答弁がありました。

次に、6款1項農業費。県の新型コロナウイルス感染症対策事業であるスマート農業推進事業については、追加要望分の増額補正の計上です。同じく増額補正の農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金については、豚舎の撤去費用が対象となったことにより計上されているものです。

中山間地域等直接支払交付金は1,127万8,000円の減額であります。対象地区が35から32に減少、対象面積の減少等、実績に伴う減額です。高齢化や人口減少等の課題が山積している中山間地の現状について確認すると、非常に厳しい状況で、第4期と第5期を比較すると、管理面積は17%程度減少しており、人員不足も深刻な問題であるとの説明がありました。

7款商工費、臨時経済対策商品券発行事業費補助金です。プレミアム率は前回同様25%で、紙の商品券は1億5,000万円、電子商品券は2億円、総額3億5,000万円の販売額となっております。

昨年6月補正予算の委員会審査において、電子マネーは属性等の細かい情報が入手できるのがメリットであり、今後の検証に期待しているとの説明を受けていたため、委員会では、11月末時点での検証結果について報告を受けました。今回、アプリをインストールしていただいたのが1,655名、うち、うきは市民は約1,200名。うきは市民の25人に1人がインストール済みという結果が出ています。実際の購入者は1,255名、うち、うきは市民は793名でした。利用状況を見ると、男性より女性が多く、40代が25%、50代が20%、30代が20%でした。新規購入者の開拓と若返りを図ることができた一方で、60代以上の利用者は10%程度と少ないことが分かりました。

コールセンターへの相談内容としては、アプリのインストール方法や支払い方法についてが多かったそうです。60代以上の利用拡大を図るためには、その部分を重点的に対応していく必要性を感じているとのことでした。

電子のメリットは、事務局に負担をかけずに、また、購入者を待たせずに販売ができるということにあります。2次募集では、1時間で3,400万円売り上げることができたとのことでした。それから、ダイレクトにデータ収集ができることです。それを次の事業にいかにかフィードバックしていくか、力を入れていきたいとのことでした。

今年度の購入者数は、紙が3,000人、電子が1,200人、合計4,200人でありました。来年度の販売計画としては、紙の商品券は1世帯の上限はなく、1人の限度額は10万円から

5万円に引き下げる予定です。加えて、市民限定としていることから、より多くの市民に購入していただけるような計画となっています。紙と電子の販売数のバランスを図るためにも、引き続きデータを精査し、十分検討していきたいとの報告でありました。

年代別の申込み時間帯及び申込みの金額の分析や、利用状況では店舗ごとの利用金額など細かい検証が行われておりましたが、今回の検証は11月末データであったため、今年度末のデータについても結果報告をお願いしたところです。また、市民に平等に行き渡るように考えるべきであるという点については、執行部としては、重々理解しており、他市町村の動きを見ながら考えていくとの説明でありました。

事業の詳細については、今回の委員会での意見を踏まえ、今後、商工会や福岡県商工部と協議を行うとのこと。できるものについては今回から対応し、時間のかかるものについては今後に生かしていくという答弁でありました。

次に、8款3項河川費、樋門水門等管理委託料については、委託料確定による増額補正であります。樋門水門等の管理は、非常に責任の重い業務であります。管理人に対しては、出水期前に講習会が実施されているということですが、交代されるときには十分な配慮をお願いしたいということと、農業用水路の樋門管理については、関係所管と十分連携の上、対応していただきたいとの意見が出ておりました。

4項住宅費は、高見団地建替工事について、今年度分の出来高による支払い額確定に伴い減額するものです。残額については繰り越し、令和3年度当初予算に計上されており、全体工事費に変更はありません。なお、新高見団地については、来年度の委員会において閉会中の調査を実施する予定としております。

次に、9款1項消防費、久留米広域市町村圏事務組合消防費負担金を減額するものです。コロナウイルス感染症の影響によるもので、本会議で確認ができなかった減額の詳細については、消防大学校への出向業務中止、資機材の購入や施設整備の見送り、救急指導等が執行されなかったこと等との説明を受けました。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

これで、報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

報告書の2枚目、7款の商工費、臨時経済対策商品券発行事業費補助金の件です。

総括質問でも、私以外にも、ほかの議員も質問されましたが、昨年、1人当たり10万円とい

うことで発行されております。市民を一応、計算しやすいように3万人と計算して10万円で割ると約3,000人です。それから、今回5万円に引き下げみたいな話ですが、人口3万人で5万円で割ると6,000人です。したがって、残り的人たちは——全員満額購入した場合ということになりますが、昨年で言えば、3万人中3,000人程度、それから、本年度、この予定では、3万人中2万4,000人近くの人が購入できないような形になっております。ここに書いてありますように、市全体へのコロナ禍の支援策であるということですので、やはり、3ページのほうに書いてありますように、2行目、市民に平等に行き渡るように考えるべきだというふうに思いますが、その点について、もう少し、どのような論議があったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 熊懷議員からもですね、100%補助とか、いろいろな意見が出されました。しかし、執行部としては、これでやらせてくださいと。次回は考えますということ。それで、前回10万円——1人10万円にしとって、購入者が大分、未購入者、買われんやっただ人が出たということで、5万円に下げて幅広くやるということ。

はっきりとは記憶してませんが、いろいろ、熊懷議員の意見に似たような意見は出ました。ところが、今回はもう、あくまでも、これでやらせてくださいということ。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第3号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第11号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が一部付託されておりました。慎重に審査を致した結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、2款1項17目、負担金、補助及び交付金における、高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策支援金及び障がい福祉事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金2,020万円については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している市内の高齢者施設や介護サービス事業所、障がい者施設等に助成することにより、施設の支援と、重症化率の高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方の感染拡大を防止するものです。

審査では、執行部から、市内の高齢者施設や介護サービス事業所、障がい者施設等についてアンケートを行って、収支状況、人員確保状況を調査した結果、半数以上が、新型コロナウイルス感染症により、利用者の利用自粛、施設側の利用制限による収入の減少、新型コロナウイルス感染症対策対応による支出の増加による経営状態が悪化している。そのため、利用定員等に応じて3つに区分して助成することとし、定員50名以上の施設に30万円、定員50名未満の施設に20万円、入所・通所施設以外の事業所に10万円を助成することとしているとの説明がありました。

委員から、助成額の算定について質疑があり、執行部からは、近隣市町村の状況、入所・通所の有無や規模による区別の必要性を考慮して行ったとの回答がありました。また、実施日及び要綱の策定期間について確認があり、議決後に速やかに要綱を策定し、実施日は公布日から即日となるとのことでした。

同じく、2款1項17目扶助費600万円については、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している家計への支援を行うものです。対象は、生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付を利用している方で、支援内容は一律に5万円を助成することとなっています。生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付の償還が令和4年4月からとなっており、今回の給付金は返済の一部に充てるものではなく、生活が困窮している方へ、自由度が高く、即効性のある現金給付をするものと説明がありました。

委員からは、新規に生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付を利用する方は対象とならないかと確認があり、当該特例貸付の申請期限は延長になる可能性もあるが、現在のところ、令和3年3月31日までとなっており、それまでに申請して決定された方が対象となるとの回答でした。

次に、4款1項2目予防費における新型コロナウイルスワクチン接種に伴うものについては、執行部から、全国の市町村全てにおいて初めての事業で、必要経費が手探り状態となっている。今回、当該事業における国の補助金が3,000万円増額されたことも踏まえ、新型コロナウイルスワクチン接種対策室において、必要経費を整理して補正を行ったとの説明がありました。

委員からは、市民の方への送付物の見本やスケジュール等の広報について質疑があり、接種券や予診票等の各種様式があり、分かりやすいようにまとめて送付するように検討しているが、ワクチン接種スケジュールが確定してからと考えている。送付物の見本を市民の方へお知らせすることも必要と考えるため、コールセンターを開設するお知らせの広報と併せて検討したいとの回答でした。

ワクチン接種でのインスリン注射器使用の検討についての質疑があり、執行部から、ワクチンと注射器は国が納付するので選ぶことはできないため、どのようなものが来るのか不明であると

のことでした。

接種日程、会場について確認があり、るり色ふるさと館で土曜と日曜、かわせみホールで水曜と木曜の週4日としているが、ワクチンの供給に不安があるため、ワクチンの安定供給が確実になった段階で、そこから予約を受け付け、実施していくことができるものと考えているとの回答がありました。

次に、10款2項1目及び10款3項1目の学校管理費については、小・中学校の「新しい生活様式」に沿った学習環境を整備するため、感染症対策に必要な物品等を購入するものです。

委員からは、購入するものは決まっているのか、マスク・消毒液以外にも対象となるのかとの質疑があり、購入物品は今後、学校裁量で決まっていく。新型コロナウイルスの感染症対策関連であれば対象となり、また、新たに、消毒の業者委託、先生たちの研修に係る経費も対象となったと回答がありました。

次に、10款2項2目及び10款3項2目の学習系ネットワーク円滑化整備委託料については、学校のインターネット回線を、現在の教育センターのインターネットサーバーを経由して接続するものから直接接続するものとして通信速度向上を図るものです。補助率は3分の1の国庫補助となっています。

委員からは、接続制限、フィルター等の設定状況について確認があり、執行部からは、フィルターをかけてインターネットに自由にアクセスができない仕様となっている。また、一人一人に暗証番号を設定して管理ができるようになっていくとの回答がありました。

10款4項1目、工事請負費150万円については、るり色ふるさと館開館後、隣接する住民から、空調整備の騒音や排気の熱風による問題が届けられ、これを解消するために防音等の工事を行うものです。

委員会では、今回の工事内容について説明を求め、エアコンのダクトが現在、下向きに設置されているものを屋根の方向、上向きにして、熱風が下に行かないようにした上で消音する改修を行うことにより、ダクト部分における問題への効果があると考えている。また、全館の室外機については、現在60%の出力を落として対応していると説明がありました。

委員からは、本会議でも質疑がありました、設計監理を行った事業者の責任について確認がありました。事業者が設計、その後の工事管理業務を委託しているため、その責任はあると思うが、市としても、工事完了検査を行い、工事完了を認めているので、協議中であるとの回答でした。

また、工事による効果についての確認があり、執行部からは、騒音値を一定程度下げることができるのではないかと考えているとの回答でした。

委員から、より効果のある対策を十分に検討していくべきではないかと意見が出され、執行部からは、事業者とも協議して、現在の案を超える案があれば、そちらを実施していきたい。少し

でも早く改善できるように考えているが、反響等様々な要因であり、検証も併せて行うように思っているとのことでした。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 1ページの2款1項17目、生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付利用者支援給付金について、これは、私、厚生文教常任委員会のほうで質疑されることについて、後で、どういう内容の話をしたのかを教えてくださいということをお願いしていましたので、その質疑の内容について伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 質疑の内容につきましては、生活困窮と言え、もう皆さん方は御存じのように、もうマスコミやら、あらゆることで困窮という言葉は知られているだろうと思うわけですよ。そういうことで、具体的に内容につきましては、まだ話をしていません。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） いや、私が聞きたいのはですね、その中で、もう私もいろいろ意見を出しておりましたので、特例貸付じゃなくて、そのほかの人の支援は、というような話はなかったのか、そういうことだけ聞きたかったんです。

○議長（中野 義信君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） そういう話は、まだ今のところ、していません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最後の3ページの件でございますが、中段に、設計監理者の責任について確認がありましたということで、「責任はあると思うが」と書かれていますが、この建物って、何か法令違反なり、建てるのに法令違反なりがあったのか、協議されたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 私どもも、るり色ふるさと館の工事完了後、どのような検査を行っているのか、騒音に対する検査を行っているのかということに対して、回答がですね、通常、工事の検査は、図面どおり現場でできているかの検査を行う。例えば寸法の確認や、発注者が求める性能を満たす製品が入っているか。その製品が所定の位置に設置されているか、きちんと働くのか。騒音に関しては、まず、法律等で定められた大きな2つあり、①騒音規制法と、②環境基本法がある。騒音規制法は、定められた騒音の基準を守る義務があり、①工事のときの

騒音、②工場での製造過程での騒音、③交通などでの騒音があるが、るり色ふるさと館のような通常の行政施設では、それには当てはまらない。また、環境基本法は、日常生活の騒音に対する規制であり、これが該当してくるが、義務ではなく、維持されることが望ましいという基準である。よって、必ず環境基本法で定められた騒音の基準を守らなければいけないというものではない。よって、完了検査において、環境基本法で定められた騒音以下となっているのか検査を行わない。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） いやいや、私は、騒音が法令に違反しているのか、違反していないのか。この工事が、クレーム対応の工事なのか、それとも、きちっと、法律以上の騒音だから改修工事をしたのかを伺っているところでございます。それを教えていただきたいと。

○議長（中野 義信君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） だから、今言っているように、一応、工事の請負業者との話し合いでの上の問題があるので、これから先、協議の上、話していくということでございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 多分ですね、私の考えるに、これは、法令違反はないと思いますので、責任とかというのは該当しないと思うんですけど、そういった、基本的にもう、隣接した家に迷惑がかかるからの工事だったと思いますので、ちょっと、この文面はどうなのかなど。責任とかですね、工事完了が終わっているのに、それに対して協議中というのは、ちょっと不適切ではないかと考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと確認だけさせてください。

1ページ、いわゆる福祉事業所等新型コロナの感染症対策支援金、プラスして2,020万円の件です。最後の末尾でですね、この予算の「議決後に速やかに要綱を策定し、実施日は公布日から即日となることでした」という報告が読み上げられましたけどね、予算を計上して議会に出すときにはもう、当然ながら要綱というのは、案は策定しておくべきだというふうに認識を当然ながらするわけですね。これはもう、可決してから作業に入ることなんですか、執行部のほう。どんなふうに確認しているんですか。それで、実施日は公布日から即日になることでしたと結んでますが、そもそも、こういう仕事をうきは市はしているということでございますかね。当然ながら、予算を策定して議会に出すときにはもう、当然、その裏づけとなる要綱というのは確実にされるべきだというのが常識だと思うんですけど。その辺をまず確認させてください。

○議長（中野 義信君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） あくまでもですね、これは、新型コロナが、まだはっきり接種のときとか、来るあれが明快でないもんだから、アバウトという、がらるるけど、こういうふうな項目になったわけだと思います。だから、はっきりコロナのあれがどのくらい来るかというのが、はっきり。（「意味が違います。聞いている意味が全くずれちよる、さっきの話と一緒に」と呼ぶ者あり）さっきというのは。（「意味が分かっていないじゃないですか、委員長は」と呼ぶ者あり）いや。

はい、どうぞ、竹永議員、ほんなら。（「……ください」と呼ぶ者あり）竹永議員のあれを。（「まず委員長が答えてから、それ……」と呼ぶ者あり）いや、そういうようなことを言うたから、竹永議員に、また。（「いや、ちょっと」と呼ぶ者あり）自分の考え方を今言うたじゃないですか。自分のは、こういうコロナがはっきり、はっきり明快に来んことには、いろいろなことは前に進まれんもんだから。竹永議員に。

○議長（中野 義信君） 竹永議員に指名がっておりますので。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 多分、要綱というのは、その上に書かれています、定員50——算定根拠と同じになると思いますが、定員50名の施設に30万、定員50名未満が20万、入所・通所施設以外に10万ということになっていると思います。また、それ、当然、請求書といいますか、そういうのがありますので、それについては、今までの使われた部分の様式を使われると思っています。それが大まかな要綱ではないかというふうに考えていますが、それではいけないのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 今、代弁されてますけどね、当然これはもう、思います、思いますじゃなくて、ちゃんと要綱が制定されているなら、きちっと、その場で確認をするのが当然ですよ。そして、ここの文章にはっきり、「議決後に速やかに要綱を策定し」これは繰越明許しているんですよ、認めて。年度も、こういう、もう年度末ですから。

繰り返しますけど、こういう多額の予算を伴うものであればあるほど、当然、要綱というのはもう、備えておくべきことは常識ですよ。それは確認しましたかということですよ。これをもう容認してしまっているじゃないですか。これでもう可決しているんですから。「実施日は公布日から即日となることでした」今、副委員長の答弁も、思います、思いますなんですよ。そこをきちっと、やっぱり委員長は確認しとかんと、私ら議会は何しよるかという話になるんですよ。

ちょっと委員長、執行部に聞いてください。そして、報告してください。今、後ろにいらっしゃるから。（「執行部、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） 執行部というよりか、ちょっと、どげんかな、これは委員会に付託しとるけん、委員会のほうで何か、ほかの人があれば、お願いをしたいなと思います。

いや、基本的には、委員会付託ですから、委員長の答弁と、併せて委員会でほかの方があれば、それでお答えを願いたいというふうに思いますが。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） すみません、この項目について質問したのは私でした。高齢者施設、障害者施設等に対して、どういうふうに交付するのか。10万円から20万円——30万円ですね、の範囲で、どういうふうに交付するのか基準を示してほしいということで、交付要綱について、いつ出せるかということをお聞きさせていただきました。

それに対して執行部からは、3月25日予定で要綱をつくるということをおっしゃってましたので、概括的には、本来は審査に当たって、こういう基準でということをお示しするのがあれだと思えますけども、いずれにしても障害者施設が——いろんな社会福祉施設全体が非常に大変な時期である、収入が落ちているということもあるので、早急に実施することを前提として、委員会として可としたというふうに私は理解しております。したがって、3月に承認されれば、すぐに要綱が出されると思えますので、もう一度確認、全体でしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員、3回目。

○議員（10番 江藤 芳光君） 委員長にやかましく言っているわけじゃなくて、そこんにはきちっと確認をしていかないと、今、岩淵議員からありましたけど、やはり、これはもう執行部のほうもですね、これだけの予算を出すのであれば——2,020万ですか、合計の、当然ながら、この運用については、要綱はもう当然、定めていると私は思うんですよ。

けども、ここにあるように、繰り返しますけど、「議決後に速やかに要綱を策定し」とありますからね、その説明が委員長からあるなら、岩淵議員のような話であるなら、まあまあ、そういう事情ならと分かるんですけど、全く分からんじゃないですか。その点をちょっと御指摘させていただきますので、その辺は、委員長ですからですね、しかるべき押さえるところはきちっと押さえて、これを棒読みするんじゃないで、きちっと、やっぱり答弁もですね、副委員長とか、どなたかに頼るじゃなくて、今まで私もやってきましたけど、そんなことは今まで一切なかったですよ。もう少し真剣にやりましょうや。

以上です。

○議長（中野 義信君） では、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第15号

日程第3. 議案第16号

日程第4. 議案第18号

日程第5. 議案第21号

○議長（中野 義信君） 日程第2、議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてから日程第5、議案第21号うきは市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

事業見直しにより、計画を変更するものであります。新川辺地において、持木地区簡易給水施設井戸掘替え及び送水管改修工事については、新規の事業です。小塩辺地においては、女子尾の簡易給水施設の井戸掘替え工事の減額、また、新規事業として、小塩コミュニティセンター耐震改修事業が追加されています。小塩コミュニティセンターについては、解体後、建て替えるとの認識でありましたが、今のコミュニティセンターを拠点に活動していくこと、また、避難所としても活用していくことが小塩自治協議会で決定されたことにより、耐震改修の方向になったという説明でありました。

本計画は、4年間の計画であります。単年度の予定と実施済み及び実施中の事業を示してほしいとの要望が委員からありました。計画策定時及び変更時の資料として検討するとの回答がありました。

田籠辺地及び小塩辺地の市道整備状況についても併せて確認を行っております。限られた予算の中の事業であります。可能な限りの事業執行をお願いしたところです。審査の結果、異議な

く、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号うきは市道路線の認定について、審査の経過と結果を報告します。

今回の市道認定は、吉井町福益の下小柳線です。6区画の宅地開発に伴う新設の道路認定であります。延長は87.2メートル、幅員は5メートルです。現地調査及び審査の結果、異議なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号うきは市耐震改修促進計画の策定について、審査の経過と結果を報告します。

県のガイドラインに沿って、令和3年度から令和12年度までの10か年の計画を策定するものであります。具体的施策については、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を定めることとしています。取組内容については、今までどおりの補助制度や耐震化の必要性を普及・啓発していくこと、また、福岡県の耐震診断アドバイザー制度を活用することであり、それから、住環境建設課で予算化している耐震診断の補助件数や耐震改修の補助件数の数値目標をつくる予定としています。今までは受け身の体制でしたが、耐震の必要性があるところは把握しているので、来年度からは、ポスティングや訪問といった「攻め」のほうに展開していくということでした。

また、審査の中で、委員から数点指摘がありました。

1点目、うきは市における既往地震について、平成28年に発生した「熊本地震」の記載がないこと。2点目、目標設定のイメージ図において、令和12年度末の目標耐震化率とあるが、95%という率の記載がないこと。3点目、文章表現において、助詞が欠落している文章があることでありました。具体的には、正しくは「自主防災体制の整備を進め」という表現が、「自主防災体制の整備進め」となっており、「を」が欠落しておりました。執行部からは、今後の計画見直しにおいて確実に修正をしていくとの答弁があったことから、委員会としては、いずれの修正も軽微な修正であると認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号うきは市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過と結果を報告します。

令和3年3月末で久留米広域市町村圏事務組合における「久留米広域ふるさと振興基金」が廃止され、構成自治体に対しての債券の分配が行われることが決定しました。国債と現金で分配されるため、うきは市地域振興基金条例の一部を改正し、基金に受け入れるものです。うきは市の基金帰属見込み額は、約1億4,326万円です。審査の結果、異議なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第6. 議案第19号

○議長（中野 義信君） 日程第6、議案第19号第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の変更については厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第19号第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の変更については、慎重に審査を致した結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

議案第19号第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の変更については、うきは市における貧困対策を計画的に行うため、平成29年3月に策定した「うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画」が今年度で最終年度となり、今後、事業推進を第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画に施策を盛り込み、総合的・一体的に推進するため、事業計画の追加・変更が提案されています。

審査では、うきは市子ども・子育て会議における子供の貧困について協議した会議録を求め、提出を受けました。本会議でも質疑がありました生活困窮者の定義について、委員からは、年々状況の変化等による影響もあるため、定義づけは難しいと思うが、ある程度の概念、考え方は整理しておく必要があるとの意見が出されました。執行部からは、定義づけは難しいが、生活困窮者自立支援事業等の事業報告を基に共通認識を持っていければと思っているとの回答でした。

委員からは、アンケート調査結果を学校教育課等の関係課と共有・協議しているか質疑があり、執行部から、子育てに関わる関係課が集まる会議、子育て少子化対策に係る関係者協議の中で検討しているとの回答でした。

また、アンケート調査結果の評価や、貧困と様々な問題の関連性の分析を行うことが必要であるとの指摘がありました。そして、これから何をするか具体化して施策に生かしてほしい、どのような方をどう支援していくかの実績を積み重ねながら継続して支援できるようシステムづくりをしてほしいとの要望がありました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第9号

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第9号令和3年度うきは市一般会計予算から日程第9、議案第14号令和3年度うきは市下水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、予算特別委員長の報告を求めます。13番、佐藤予算特別委員長。

○予算特別委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました議案第9号令和3年度うきは市一般会計予算、議案第13号令和3年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第14号令和3年度うきは市下水道事業会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されていました。予算特別委員会では、3月15日、16日、17日、18日の4日間にわたり審査を行い、運営につきましては、組坂副委員長とともに最善を尽くしてまいりました。

その結果、議案第9号令和3年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決。議案第13号令和3年度うきは市簡易水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決。議案第14号令和3年度うきは市下水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による予算特別委員会で審査しておりますので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

○議長（中野 義信君） 日程第10、議案第10号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第12、議案第12号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計予算までは厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、一括して審査の経過及び結果について、厚生文教常任

委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第10号から議案第12号の各特別会計については、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の経過を簡潔に報告いたします。審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第10号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算については、平成30年4月から福岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、効率的な事業を行うことで制度の安定化を図っています。予算額は37億8,360万7,000円と、前年度比4,522万6,000円の減額となっています。この要因については、被保険者の減少が影響していると思われます。

委員会では、特定健診受診率について、平成30年度が37.5%で、令和元年度が40.3%となり、県内市町村で32位から26位となったとの報告がありました。

審査では、特定健診における受診率向上に向けた新たな取組について質疑があり、執行部から、パンフレットを見開きにして見やすく改善することなど、受診率の向上に向けて保健課と十分協議をして対応を考えていきたいとの回答でした。また、受診率向上の要因について確認したところ、保健師による受診勧奨の訪問や電話連絡を行ったことによるものとのことでした。

続いて、保険者努力支援制度による交付金のうきは市の評価について確認がありました。執行部からは、令和2年度の予算1,192万4,000円、令和3年度予算1,436万2,000円と比較すると243万8,000円の増額となっている。国民健康保険税の徴収率や特定健診受診率の向上など様々な指標における評価点数を高くして、一つ一つ指標を努力することによって交付金を増やしていきたいと考えているとの回答でした。

委員からは、厳しい国民健康保険財政運営の中で、県内でも高い国民健康保険税の所得割をどう考えているか質疑があり、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で所得割が6.8%の歳入減を想定しているが、国民健康保険税率を上げなくていいように、平成30年度から少しずつ積み立てている基金を活用しながら対応していきたいとの回答がありました。

次に、議案第11号令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、予算額は5億643万6,000円と、前年度比1,701万円の増額となっています。主な要因としては、被保険者数の増加の影響により保険料が増額したことによるものと考えられます。

委員からは、昨年度と比較して増額している13節の後期高齢者徴収システム借上料について確認があり、執行部からは、まず、12節の電算機器保守点検委託料にクラウド使用料が含まれており、その分を13節に組み替えていることが1つと、13節について令和2年度の上半期が再リースで安価であったが、同年度下半期から通常のリース料となったため、令和3年度は年間

通して通常のリース料となることから増額となっているとの回答がありました。

最後に、議案第12号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計予算については、予算額1億3,254万7,000円と、前年度比887万2,000円の減額となっています。

校長からは、近隣の自動車学校移転に伴い、高齢者講習を必要とする方が急増しており、その受入れが課題となっている。特にオートマ軽自動車の希望が近年増加していることを鑑み、自動車学校としては、オートマ軽自動車を高齢者講習用の教習車として購入して対応していくこととしています。

審査の中では、本会議の質疑でもありました高齢者講習の受講状況について確認しました。現在、新型コロナウイルス感染症による緩和措置により、通常の数に当たる1日36名の受入れができており、朝倉市方面からの受講者も受入れができています。ただ、緩和措置がなくなれば、その受入れも難しいものとなるので、近隣の自動車学校と協議して検討していく必要があるとしています。

また、自動車学校職員の年代に偏りがあることから、将来を踏まえた継続的な運営を考え、人員配置をしてほしいとの要望を行いました。校長からは、職員の年代偏り解消に向けて取組を行っていくとの回答がありました。

以上、いずれの特別会計も、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第13. 追加議案の上程

○議長（中野 義信君） 日程第13、追加議案の上程を行います。議案第23号1件、意見第1号1件を上程します。

日程第14. 市長の提案理由の説明

○議長（中野 義信君） 日程第14、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、追加提案いたします議案は、予算案件1件でございます。議案第23号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第12号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,485万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億3,067万2,000円とするものでございます。

歳入は、県委託金1,485万5,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、総務費では、選挙費1,265万5,000円、予備費220万円の増額補正を計上いたしております。小川福岡県知事の辞職に伴います福岡県知事選挙が、令和3年3月25日告示、4月11日投開票の日程で執行されることになりました。これに関わる一般会計補正予算につきまして、本日、追加議案として提案をさせていただくものであります。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内

容につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。この議案は、市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

日程第15. 議案第23号

○議長（中野 義信君） 日程第15、議案第23号令和2年度うきは一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） おはようございます。企画財政課の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

議案第23号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,485万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億3,067万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和3年3月23日提出。うきは市長、高木典雄。

続いて、5ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正、追加が2件でございます。

まず、2款4項県知事選挙費1,265万5,000円。今回、4月11日に行われます福岡県知事選挙費用となります。

続きまして、4款1項新型コロナウイルス検査委託料330万円。この件は、12月補正予算で御議決いただきました、65歳以上のPCR検査費用を繰り越して実施するものでございます。

私からの説明は、以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、歳入歳出給与費に関して、一括して説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の中野でございます。よろしくお願いいたします。

今回、追加で提案させていただきます補正予算は、先ほど市長から提案理由の説明がありましたとおり、4月11日に投開票が予定されております福岡県知事選挙の執行経費を計上するもの

でございます。

まず、歳入でございます。11ページをお願いいたします。

16款3項1目総務費県委託金の4節選挙費委託金に1,485万5,000円を計上しております。

次に、歳出でございます。12ページをお願いいたします。

2款4項4目県知事選挙費に1,265万5,000円を計上しております。主なものは、1節報酬には、投開票管理者、立会人及び会計年度任用職員8人分の報酬として410万6,000円を計上しております。8節の報償費には、選挙事務従事者の報償費として444万4,000円を計上しております。また、11節需用費の消耗品費には、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止のためのつい立てやビニールカーテンなどを購入する費用として210万円を計上しております。

14ページをお願いいたします。

14款1項1目予備費に220万円を増額補正しております。さきの全員協議会で御説明させていただきましてとおり、入場券の印刷や発送、また、ポスター掲示場の設置につきましては、当該補正予算より先行して実施をしていく必要がありますことから、予備費を充用させていただくことになっておりました。そのことにより、今回、歳入の一部を予備費に計上する形で予算計上をさせていただくものになっております。

最後に、15ページからは給与費の明細書でございます。

15ページ、1特別職は、投開票管理者、立会人の報酬計上によりまして、その他の特別職が、職員数で143人、報酬で204万5,000円を増額となっております。

16ページは、一般職の時間外勤務手当の計上によりまして、職員手当の額が55万円の増額となっております。

17ページは、会計年度任用職員の明細書でございます。8人分で206万1,000円が増額となっております。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 1つだけ総務課長に確認をさせてください。

予算はもう、知事選挙の関係で、誰しも、もう異議はないと思いますが、予備費が220万、今、説明がございました。前回なり、通常、こういう場合の選挙でですね、国県から選挙の選挙費が交付されるんですが、この予備費の220万というのが、今までの実績で、結果として、精算して執行残があれば返還せないかんと思うんですけど、通常どういうふうに御認識しておるか

を参考のためにお聞きしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 今回の福岡県知事選挙費におきましては、歳入で受け入れます県の負担金の範囲内で支出をしていくということで、一般財源は伴わない形で予算の執行はしていくということに基本的になっております。

その上で、今、予備費で220万円使う——使用する予定としておるところとしては、消耗品等で10万円、入場券の印刷費で20万円、入場券の郵送料で140万円、ポスターの掲示場設置費で50万円ということで、合計220万円を予定しておるところでございますが、これも実際、あくまでも予算の上限として考えておりますので、実際かかった経費で精算をしていくということになってまいります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで議案第23号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は可決することに決しました。

日程第16、意見第1号

○議長（中野 義信君） 日程第16、意見第1号核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読させます。なお、意見書の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第1号核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議

へのオブザーバー参加を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月23日。うきは市議会議長、中野義信様。提出者、うきは市議会議員、竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員、岩淵和明。同、組坂公明。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、意見書第1号の提案理由を説明させていただきます。

核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）。

昨日の新聞報道でありましたように、3月1日、ビキニ環礁における、第五福竜丸の乗船員の方がお亡くなりになりました。これをはじめ、我が国は戦争被爆国として、広島、長崎に原爆を落とされ、その後遺症に今も悩んでおられます。また、被爆2世・3世の方も健康不安など多くの課題を抱えております。

それでは、意見書の本文に入ります。

2017年7月国際連合では、122か国・地域の賛成をもって「核兵器禁止条約」が採択され、2020年10月条約発効に必要な国、50か国・地域が批准しました。これにより、批准90日後の2021年1月22日に条約が発効され、3月5日現在の批准数も54か国・地域に達しています。そして、条約発効に伴う第1回締結国会議は、年末までにオーストリアにおいて開催される予定です。

この「核兵器禁止条約」は多くの国・地域が批准していることから分かるように世界中の市民のみならず、多くの国民が賛同できる条約です。しかし、唯一の戦争被爆国である我が国は、今のところこの「核兵器禁止条約」に批准しておらず、第1回締結国会議へのオブザーバー参加も今のところ考えていません。

戦争被爆国として75年が経った今も原爆病に苦しむ被爆者や被爆2世・3世の思いに寄り添うことが大切です。

うきは市においては、2006年9月13日「非核平和都市宣言」として、永遠の平和と非核化を宣言し、2015年3月9日うきは市長は、平和首長会議加盟都市からの平和メッセージとして、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を世界に発信しています。

よって、うきは市議会は、核兵器禁止条約発効に伴う条約批准促進及び締結国会議へのオブザーバー参加を下記のとおり強く求めるものです。

記。

- 1、国は、核兵器禁止条約を批准すること。
- 2、政府は、締結国会議へオブザーバー参加をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月23日。福岡県うきは市議会。衆議院議長、大島理森様。参議院議長、山東昭子様。内閣総理大臣、菅義偉様。外務大臣、茂木敏充様。総務大臣、武田良太様。内閣官房長官、加藤勝信様。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 中ほどにも書かれております。日本はですね、唯一の被爆国でありますので、この核兵器禁止条約には、当然どの国よりも先頭に立ってですね、批准するべきだと、そう思っているのが多くの国民ではないかなというふうに思います。

そこで、日本はなぜ核兵器禁止条約に批准しないのか。その理由を竹永議員はどう認識されてあるかを伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私は賛成する立場ですので、国が、外務省が発行しています、今のところ、この禁止条約に批准しない理由として幾つかのことが挙げられております。

まず、一番大きなものは、アメリカの核の傘に日本があることから、その矛盾が指摘されております。しかし、外務省も——日本国と言ってもいいと思いますが、核兵器について全く取り組んでいないわけではありません。例えば核兵器不拡散条約や核兵器の実質的な進展のための賢人会議等へは参加していますが、先ほど言いました、国の判断としてアメリカの核の傘を政策としているところから、この批准に達していないのではないかと。

また、オブザーバー参加についても、その矛盾をオブザーバー会議で指摘されることで、現在のところ、ちゅうちょしているのではないかと思います。広島、長崎の市長たちは、参加される意向は持ってありますので、オブザーバー参加については、今後、参加する方向も出てくる可能性は大きいのではないかとというふうに捉えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと確認です。

提出者、衆議院・参議院の議長、総理大臣、外務・総務大臣、内閣官房長官とありますが、この方々だけに宛名は——名宛て人は、これでよろしゅうございますかね。ほかに関係する省庁はないんですか。そこは、ちょっと確認です。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） この条約そのものについては、この関係大臣でいいのではないかと
いうふうに考えております。その後、もし批准とか、あるいはオブザーバー参加とかというこ
とになれば、文部科学大臣や厚生労働大臣ということも出てくるかもしれませんが、現状では、
この衆参両院議長並びに関係大臣——総理大臣を含める関係大臣でいいのではないかと考えて
おります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま
した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、意見第1号については可決すること
に決しました。可決した意見書は、別紙にありますように、関係機関に送付いたします。

日程第17. 諸報告

○議長（中野 義信君） 日程第17、諸報告を行います。議員のみに配付しております市外から
の陳情は、お手元に配付のとおりとなっています。御覧いただきますよう、お願いします。

日程第18. 閉会中の調査の申出について

○議長（中野 義信君） 日程第18、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元の配付のとおり、それ
ぞれ閉会中の調査の申出があります。これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（中野 義信君） 以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決しました。

ここで市長からの挨拶の申出がっております。これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第1回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月5日から本日までの19日間開会をいたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、令和3年度当初予算をはじめ、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

そして、定例会最終日である本日に追加提案を行うなど、議員の皆様には大変御面倒をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。おかげをもちまして全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じます。

また、施政方針等で述べさせていただきましたとおり、まずは新型コロナウイルス感染症対策を着実に実行し、同時に、第2次うきは市総合計画後期基本計画、第2期ルネッサンス戦略、第2次うきは市教育大綱のスタートの年として、若年層の人口減少対策と地域経済の活性化を図る地方創生推進事業などに取り組み、活力と魅力あるうきは市の形成に向けて一層尽力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

来週からは令和3年度が始まり、4月1日の区長業務説明会をはじめ、4日には消防団入退団式、11日には福岡県知事選挙が、そして8日には中学校、9日には小学校の入学式などが行われることとなっております。いずれも感染防止対策を講じながらの開催となりますが、御理解のほどよろしく願いをいたします。

議員の皆様におかれましては、これから新年度を迎え、大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で、市政発展のために御尽力いただきますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たりまし

での御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで3月末をもって退職をする管理職を紹介させていただきます。

まず、市長公室長の田籠正規です。次に、保健課長の原廣正です。次に、学校教育課長の瀧内教道です。次に、市民生活課長の白石孝博です。そして、最後になりますが、徴収対策室長の田尻栄三郎です。

以上、5名が退職をいたします。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） お疲れさまでした。6月定例会の開会日は6月11日金曜日開会を予定しておりますので、報告しておきます。

これをもちまして、令和3年第1回うきは市議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 中 野 義 信

署名議員 佐 藤 湛 陽

署名議員 上 野 恭 子